

令和6年

秋の全国交通安全運動

9月21日(土)～9月30日(月)

9月30日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

秋空に ルールとマナーで かごしまじ 鹿児島路



運動の重点

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

霧島警察署・霧島地区安全運転管理協議会
公益財団法人鹿児島県交通安全協会霧島地区協会

重点 1

反射材用品等の着用推進や 安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

反射材を活用しよう！

- 夕暮れ時以降は、運転者から歩行者は見えにくくなります。
- 明るい服装と反射材をつけて、自分の存在が分かるようにしましょう。

安全な横断方法

- 横断歩道は、手を上げて安全を確認してから横断しましょう。
- 横断中も、周囲の安全を確認しましょう。



重点 2

夕暮れ時以降の早めのライト点灯や ハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

早めのライト点灯！ ハイビームの活用を！

- 早めのライト点灯
- 原則上向きライト点灯
- トンネル内でのライト点灯

飲酒運転・あおり運転を「絶対しない、させない」！

- 「あおり運転」は重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為ですので絶対にしてはいけません。
- 「飲酒運転」による悲惨な交通事故が後を絶ちません。
一人ひとりが「絶対しない、させない」という強い気持ちで根絶していきましょう。



重点 3

自転車・特定小型原動機付自転車利用時の 乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車安全利用五則
 - ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③ 夜間はライト点灯
 - ④ 飲酒運転は禁止
 - ⑤ 命を守るヘルメットの着用
 - スマートフォンを操作しながら、イヤフォンを使用しながらの運転は禁止
- 自転車損害賠償保険等へ加入する義務があります。

